

米国関連資料
損害賠償の算定額に関する専門家証言の証拠能力に関する
CAFCによる興味深い判決

2018年08月06日

特許業務法人
HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

1. はじめに

米国の特許侵害訴訟において、特許権が第三者により侵害されたと認定された場合、特許権者等は、侵害者に対して損害賠償を請求することができます。但し、侵害を立証できた場合であっても、請求できる補償は、**損害額をどこまで立証できるか**によって異なります。このように、損害賠償額の決定は当事者にとって非常に重要な事項となります。

一方、特許権者と特許侵害者は、特許を実施して得られた利益をどのように配分するかという問題に直面します。この問題は、特許侵害訴訟における損害賠償額を決定する「**仮定の交渉** ("hypothetical negotiation")」にとって必要不可欠なものです。米国においては、**損害賠償額を算定する専門家**の多くは、嘗て長い間、算定結果の根拠として「**"25 percent rule of thumb"** (所謂、25%ルール)」を適用していました。しかし、2011年1月4日、CAFCは、このルールに依拠する証拠が、合理的なロイヤリティのベースと争点の事実関係とを結びつけるものではないので、認められない旨の判決を下しました (*Uniloc USA v. Microsoft Corp* 事件参照)。

CAFCは、損害賠償額の算定に関する専門家証言の証拠能力に関する興味深い判決を下しています。このことについて、以下に説明します。

【全5頁】

本内容についてご不明点・ご質問等ございましたら、
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

理 事 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【ウェブサイト・facebook】

当事務所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時発信しております。
是非ご参照下さい。

<総合ウェブサイト> : <http://www.harakenzo.com>
<商標専門サイト> : <http://trademark.ip-kenzo.com>
<意匠専門サイト> : <http://design.ip-kenzo.com>
<法務部 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>
<広島事務所 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>
※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。